

日本パイプクラブ連盟 インターネット会員規約

平成 25 年(西暦 2013 年)5月 26 日

第 1 条 会員資格

1. インターネット会員(以下、会員と略称する)とは、本規約を承認の上、日本パイプクラブ連盟(以下、当連盟と略称する)に入会を申し込み、当連盟が入会を認めた者のことを指します。
2. 会員は当連盟との連絡等に必要な機器、通信設備は自らの費用と責任で備えるものとします。
3. 会員は、当連盟の活動に積極的に参加し、または協力するものとします。
4. 会員は会員資格を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできません。

第 2 条 会員規約の変更

1. 当連盟は、本規約を会員の承諾無く随意に変更できるものとします。本規約を変更した場合、一切の事項は変更後の規約によるものとします。

第 3 条 入会と退会

1. 会員になろうとする方は、本規約を承認の上、当連盟の定める手続きにより入会を申し込むものとします。
2. 当連盟は、入会申し込みを審査して会員にふさわしいと判断した場合に、会員となることを許可します。満 20 歳未満の方は入会できません。
3. 入会を許可された方は、当連盟の定める入会金と当該年度の年会費を納めなければなりません。入会を許可された方が入会金と当該年度の年会費を納めた場合に当連盟は入会を認めます。なお、入会金、年会費の振り込み手数料は入会を許可された方の負担とします。
4. 会員は、当連盟に届け出て承認を得られれば、いつでも自由に退会できるものとします。ただし、退会した場合にはそれまでに納めた入会金、年会費等は一切返却されません。

第 4 条 個人情報

1. 会員になろうとする方は、当連盟が定める所定の個人情報を登録しなければなりません。

2. 会員は登録情報に変更があった場合は、当連盟が定める手続きに沿って速やかに当連盟に届け出るものとします。届出が無かった場合は、当連盟は登録事項に変更の無いものとして取り扱うことができるものとします。
3. 当連盟は、会員の個人情報を以下の目的で利用できるものとします。
 - a. 本人の確認、認証のため
 - b. 問い合わせ等のため
 - c. システムの維持、不具合対応のため
 - d. その他、当連盟が必要と判断した場合
4. 当連盟は以下に定める場合には、会員の個人情報を第三者に提供できるものとします。
 - a. 会員の同意がある場合
 - b. 裁判所、検察庁、警察等の強制力がある機関から開示を求められた場合
 - c. 当連盟が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合
 - d. その他、当連盟が必要と判断した正当な理由がある場合
5. 会員は個人情報保護法に違反する行為を行ってはならないものとします。

第5条 年会費

1. 会員は当連盟が定める所定の年会費を、当連盟が定める期日までに納めるものとします。
2. 当連盟は、会員が所定の年会費を所定の期日までに納めない場合は、退会したものと扱います。

第6条 有効期限

1. 会員の有効期限は最長で1年間とし、当連盟の会計年度末の毎年3月末日までとします。
2. 会員は所定の年会費を期日までに支払うことで、会員資格を更新できます。

第7条 会員規約の違反等について

1. 会員が以下のいずれかに該当した場合、当連盟は除名することができます。
 - a. 本規約に違反した場合
 - b. 他の会員に不当に迷惑をかけたと当連盟が判断した場合
 - c. 入会申し込み虚偽の事実が含まれていた場合
 - d. その他、会員として不適切と当連盟が判断した場合
2. 除名の場合は、当連盟は会員がそれまでに納めた入会金、年会費等は一切返却しません。
3. 当連盟の措置により会員に損害が生じても、当連盟は損害を一切賠償しません。

第8条 当連盟からの通知

1. 当連盟からの会員への通知は、登録のあったメールアドレスに送信すること、あるいは当連盟のホームページに告知することをもって、通知したものとします。
2. 当連盟は、会員への通知、会員からの連絡に障害が生じないことを保証しません。

第9条 会員への特典付与

1. 当連盟は当連盟主催の行事や活動について、会員に特別な便宜を図ったり、有利な条件での参加を認めるなどの特典を付与できるものとします。
2. 会員へ付与する特典の内容は、当連盟が随意に決めることができるものとします。

第10条 制度の廃止

1. 当連盟は当連盟の都合で、いつでもこの会員制度を廃止できるものとします。この場合、会員が納めた入会金、年会費等は一切返却しないものとします。

第11条 準拠法

1. この会員制度、会員規約は日本国の法律に沿って作成したものであり、日本国の法律に従って解釈し、運用します。

第12条 管轄裁判所

1. 当連盟と会員、または退会者もしくは除名者との間で訴訟が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

以上